

南越前町団体観光客誘客促進事業補助金交付要綱

平成29年4月1日

南越前町告示第40号

改正 平成30年3月23日告示第34号

平成31年3月29日告示第30号

令和元年10月18日告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、南越前町（以下「町」という。）における交流人口を拡大するため、福井県外発着で町を訪れる団体観光客が町内の施設等を周遊した場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南越前町補助金等交付規則（平成17年南越前町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす宿泊を伴う旅行又は日帰り旅行とする。

- (1) 国及び県の旅行業の登録を受けた旅行会社又は日本国外において適法に旅行業を営む旅行会社（以下「旅行会社」という。）が行う募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行であること。
- (2) 福井県外の地域を発着とし、別表の「お食事・体験・宿泊施設」の中から1施設、「歴史遺産・散策施設」又は「健康増進・お買い物施設」の中から1施設以上利用すること。
- (3) 15名以上の団体（実績ベース）であること。ただし、訪日外国人旅行者は10名以上の団体（実績ベース）とする。
- (4) 対象となる旅行が、南越前町の他の補助金、助成金等を受けていないこと。
- (5) 旅行実施日から起算して10日前までの申請であること。
- (6) 第1号に掲げる旅行の参加者全員が全行程を同一行動すること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、バス1台あたりの旅行者が15名以上25名未満の場合は1台あたり10,000円、25名以上の場合は1台あたり20,000円とする。

2 訪日外国人旅行者はバス1台あたり10名以上とし、次に掲げる条件を1つ満たすごとに、バス1台につき10,000円を補助（最高20,000円）する。

- (1) 別表の「お食事・体験・宿泊施設」の中から1施設利用する。
- (2) 前号に掲げる施設利用（必須）に加え、別表の「歴史遺産・散策施設」又は「健康増進・お買い物施設」の中から1施設利用する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする旅行会社は、南越前町団体観光客誘客促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、旅行実施日から起算して10日前までに申請しなければならない。なお、電子メールへのファイル添付による提出も可能とする。

(交付決定の通知)

第5条 補助金の交付決定通知は、南越前町団体観光客誘客促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更の承認)

第6条 補助金の交付決定を受けた旅行会社が重要な変更により、前条の申請の内容を変更しようとするときは、南越前町団体観光客誘客促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）に町長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。ただし交付決定額の20パーセント以内の変更等軽微な変更は、この限りでない。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた旅行会社は、事業終了後速やかに南越前町団体観光客誘客促進事業補助金実績報告書兼請求書(様式第4号)に施設等利用確認書(様式第5号)を添えて提出しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第34号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第30号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年告示第75号)

この告示は、令和元年10月19日から施行する。

別表(第2条関係)

歴史遺産・散策施設	健康増進・お買い物施設	お食事・体験・宿泊施設
・花はす公園※7 ・旧北陸線トンネル群※1 ・今庄宿散策※1及び※7 ・河野北前船主通り※2 ・アカタン砂防堰堤群※3 ・夜叉ヶ池※4	・今庄365スキー場※5 ・南越前ダイビングパーク※6 ・南条農産物直売所四季菜(買い物)※7 ・道の駅河野(買い物)※7 ・花はす温泉そまやま(入浴)※8 ・今庄365温泉やすらぎ(入浴)※8 ・河野シーサイド温泉ゆうばえ(入浴)※8	・花はす温泉そまやま ・リトリートたくら ・今庄サイクリングターミナル ・今庄そば道場 ・今庄365温泉やすらぎ ・河野シーサイド温泉ゆうばえ ・(一社)南越前町観光連盟加盟施設等※9

※1～※4はガイド付きを条件とし、所定のガイド料を支払うこと。(旅行実施日から起算して14日前までに予約が必要)

※2は「北前船主の館右近家」の入館を条件とする。

※5はリフト券購入、※6はダイビング体験を条件とする。

※7は1人200円のお買い物券購入を条件とする。

※8は『お食事・体験・宿泊施設』に記載の同一施設以外での利用を条件とする。

※9は(一社)南越前町観光連盟、南越前町南条観光協会、(一社)南越前町今庄観光協会、南越前町河野観光協会に加盟している施設とする。

【補助金の手続きについて】

1. 南越前町団体観光客誘客促進事業補助金交付申請書(様式第1号)には、旅行行程表及びツアー募集チラシを添付すること。
2. 南越前町団体観光客誘客促進事業補助金実績報告書兼請求書(様式第4号)に施設等利用確認書(様式第5号)を添えて、旅行終了後1ヵ月以内に提出すること。

【問合せ・申請先】

〒919-0223 福井県南条郡南越前町東大道28-2 一般社団法人南越前町観光連盟
団体観光客誘客促進事業係 TEL 0778-47-3414 FAX 0778-47-3415
メールアドレス m-renmei@mx6.fctv.ne.jp